

議会運営委員会記録

令和3年7月15日（木）

開議 13時 02分

閉議 14時 47分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議題

1 陳情審査の流れの検討について

（請願者等の意見陳述について）

- 付託までの流れは案のとおり
- 提出締切は議会運営委員会の1週間前（8月18日（水））
- 意見陳述は、引き続き試行的に行う。ただ、どの場で行うかは引き続き協議する。

2 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[13 時 02 分 開議]

笹田委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は10名で定足数に達している。レジュメに沿って進める。

1 陳情審査の流れの検討について（請願者等の意見陳述について）

笹田委員長

資料1-2をごらんいただきたい。受け付けから付託まで前回いろいろ意見をいただいたが、最後のほうで申したように9月定例会議ではこちらの形で正副議長団、正副委員長で対応したいと申し上げたが、9月定例会議においてはこの形で進めさせていただいたよろしいか。

（ 「異議なし」という声あり ）

柳楽委員。

柳楽委員

前回の議会運営委員会後、会派で話をする中で、意見陳述をするかしないかによって扱いが変わってくるのではないかという話になった。それもあるし、そもそも請願と陳情の位置づけも、本来は全然重さが違うのだが、今の浜田市議会での取り扱いは割と請願と陳情が同じくらいの重さになっているのではないかという話になった。そのあたりから少し整理する必要があるように思うのだが。

笹田委員長

そうすると根本的に考え方を皆で共有しないといけない形になるのだが。ただ、柳楽委員が言われたように請願と陳情については、委員会でも定められているとおりに進めるしか今のところないので、後日、請願と陳情の違いも含めて考えていく必要があるのではと思う。ただ、もう9月定例会議での受け付けも始まっているので、受け付けから付託までの間を極力議員で対応できる形ということで今回示させていただいているのだが。

ただ、陳述についても決まっていないうが、今日も後の議題で話をさせてもらおうと思うが、一応前回と同じような形で進めていくしかないかと思っているが、とりあえず受け付けまでのところは皆の了解を今いただいたと思っている。この形で進めていくには少し無理があるとお思いか。

柳楽委員

その後の、付託までのところで。これは後で言ったほうがよいか。

笹田委員長

ええ、委員会審査については別で議論したいのだが。

柳楽委員

委員会審査というか、うちの会派で話が出たのが、意見陳述を行うのであれば、議会運営委員会で振り分けてよいのでは、という話になった。

笹田委員長

というと陳述を受ける、受けない差はどこに出るのか。

柳楽委員

そもそものところだと思う。今は陳情者が意見陳述を行いたいと要望すれば、全て受け付けている。そもそもそのやり方をこれから

- も続けるのか。今は試行的にされているので、そこによっても少し違ってくるのではないかということなのだが。意見陳述をしていただくとなれば、議会運営委員会で振り分けて、意見陳述を全ては受け付けないとなれば、委員会で10項目の基準に準じて振り分けることもできるのでは、ということなのだが。わかりにくいだろうか。
- 笹田委員長 理解しづらい。とりあえず受け付けまでの流れなので、意見陳述は別で考えてもらいたい。やるにしてもどこかでこちらが対応しなければいけないが、とりあえず受け付けから付託までの流れを、最終的には議員で判断する形を取らせていただく方式で今回はやらせていただきたい。
- 三浦委員 柳楽委員がおっしゃったのは、意見陳述を希望される場合に、議会運営委員会で振り分けをしたらとのことだったが、なぜそのように整理されたのかがわからなかったので、もう一度説明してもらってもよいか。
- 柳楽委員 結局、最初に話した、請願と陳情の重さの違いというところで、そもそも陳情に対して陳述を行うということ自体が、陳情を重く見ている扱いだということ。そもそも陳情でそれをする必要があるかどうかというところもあるが。
- 佐々木委員 同じ会派で補足すると、意見陳述をするしないによって、その案件の重みが非常に変わってくる。というのは、陳情の場合の書面で審査する場合と、さらに意見陳述を加えると、書面では見えなかった部分やはっきりしないような願意が意見陳述により明らかになるので。そうすると、陳情書そのものが意見陳述により、わかりやすくなるので、当然審査もそれによって変わってくるべきではないかという判断で、今みたいな意見になった。
- 笹田委員長 そもそも、陳情と請願は少し扱いが違って、陳情については議長の判断に委ねるところが多いので、物によっては、他の議会によっては議長預かりや配付のみで処理しているものも当然ある。受理自体はしなくてはいけないので、受理した後の審査をどうするか、意見陳述の有無によって当然変わってくる、ということにした。
- 笹田委員長 現在は意見陳述があるとして試行として行っているもので、それを頭に入れながら受け付けから付託までをやっているつもりなのだが。
- 岡本委員 今のやりとりと少し違う視点で確認させていただくのだが、今、陳情から受け付けまでの一連の流れの行為は、条例改正が伴うのか、伴わないのかを確認したい。
- 笹田委員長 条例改正は不要である。
- 岡本委員 それは理解した。ころころ変えるような条例改正はよくない。改正が必要であるならば、しっかり議論すべきだと言いたい。
- 笹田委員長 条例改正が必要なところは委員会での審査方法などであって、受け付けの段階で改正は不要である。

公明クラブの意見もわかったのだが、とりあえず試行的に位置づけているので、受ける段階はここに書いてないが、これも受け付けのときに聞いていただくのはもちろん事務局にお願いしながらやらないといけないのだが、やるのであれば。そういう形で委員会付託して審査を行うのか、全議員へ配付のみにするのかまでのところは、今回この形でやればと思うのだがいかがだろうか。

道下委員

④において記載漏れがあった際、書いてあるように事務局が提出者へ追記あるいは修正を依頼のところだが、議長と事務局とで対応したほうが負担は軽いのかと思うが。

笹田委員長

基本的に受け付けるのは議長なのである。受け付けの手伝いをしているのが事務局なので、事務局にお願いしているということは、議長にもお願いしていると判断してもらっても構わない案件だと思っている。

ただ、やはり内容については事務局で判断するわけにいかないもので、内容については議員で把握してもらいたいということで、二段階経ていると理解していただきたい。あくまでも受け付けした時点で議長に対して受け付けしているので、それは事務局が勝手にしているのではなく議長の受け付けのもと、事務局にお手伝いしていただいていると考えていただけたら。こういう形で9月定例会議は行ってよろしいか。

(「はい」という声あり)

とりあえず皆からご理解いただいたと思っているので、受け付けから付託まではこういった形でやらせていただけたらと思う。

陳情の時間はこれによると前回の議会運営委員会で事務局長から請願の締め切りの話があったが、9月定例会議における締め切りは、議会運営委員会の1週間前を締め切りをしていただきたいと思います。そういう取り決めでよろしいか。

(「はい」という声あり)

ではそのようにお願いしたい。

続いての件が問題なのだが、陳情審査の方法について。各会派の審査部分をお送りするのでごらんいただきたい。前回このように話をさせていただいたが、いろいろな会派の話を聞いて各会派で議論されたと思うが、新たに会派として意見があれば伺いたい。順番に再度確認していきたい。山水海から。

三浦委員

前回発言した内容と変更ない。

笹田委員長

創風会は。

澁谷委員

なし。

笹田委員長

未来は。

岡本委員

先ほど申したように、もう少し議論しようということに基づいた流れのところである。

笹田委員長
 芦谷委員
 笹田委員長
 柳楽委員
 笹田委員長
 西村議員
 笹田委員長
 西川議員
 笹田委員長

超党はまだは。

なし。

公明クラブは。

変わらない。

オブザーバーの西村議員はどうか。

なし。

西川議員は。

前回と変わらない。

ということだが、これについては岡本委員が言われたように、条例改正が伴うものであればしっかり議論も必要になってくる。事務局に伺うが、どういった条例改正が必要かはわかっているか。委員会条例だけ変更になるのか、いろいろなところを改正する必要があるのか。例えば案2にするにしても案4にするにしても。その辺はどうなっているか。委員会の審査方法が変わるということは委員会条例の改正が必要になってくるので、今のところはきちんと審査して採決することになっているので。皆が言う2の案にするとなれば、全てをそのようにするわけではないので、条例改正が必要だと承っている。順番としてはここである程度しっかり議論して方向性を導き出して、以前言わせてもらったように、これは重い案件なので、議長の話でもあったように全員協議会でも皆の意見を踏まえながらやりたいと思うのだが、こちらでしっかりまとめていきたい。

岡本委員

まとめられるということは、条例改正をする方向で、我々の任期の話をしているがこの期間内でやるつもりなのか。私は今こういう状態が起きている以上、とりあえず9月定例会議まではそのままですって、新たなところでしっかり議論して、それまでの議論も必要かもしれないが、次の委員会でやるべきだろうと私は思っている。

笹田委員長

9月で決めるようなことではないと重々思っている。ある程度の議論をして申し送りしていただいて、改選後にしっかりした陳情審査の方法、意見陳述については議論していただく必要があると思う。もう時間がないので。ただこういう問題が起きている以上は、ある程度解決する方向で申し送りするべきだと思っている。その辺はご理解いただきながらやっていきたいのだが。

ただ、案1になると条例改正は不要なので、そうなる何もしじらずにやれる。

では、いろいろ議論したいのだが、「案2 基準に該当しない案件を審査し、採決し、継続審査や採択・不採択、一部採択という採決を行う。基準該当の場合は審査を行わず、全議員へ配付する。」これだと委員会条例の改正が必要になるのだが、基準というのが今までは議会運営委員会でやっていた基準でよいのかを議論していかないといけないのだが。今まではこの取扱基準をもとに議会運営委

員会で委員会に付託すべきか配付すべきかをやっていた。これを委員会でやるとなると、中身の内容はこれでよいか、変更する必要があるのかもじっくり議論していかねばと思っている。何かそれについて意見はあるか。

岡本委員

この10項目を見ても、十分クリアしていると思っている。ただ受け取りがおかしい、だからこれはどうだあだだになっていくし、9か10かということになってくる。この内容をまともに取っていけば、私は間違っていないと思う。

笹田委員長

この取扱基準をもとに委員会で審査して、これに該当したものは配付のみにすべきだということところで。

岡本委員

私の捉え方はそういうところと併せて、受け取る側、結局陳情者の一つの行動の中で、負担感があったりというようなことがある分は解決しなければならない。そこについて、例えば担当委員会で陳情の内容は振り分けておられるわけだから、そこでしっかり揉んだものを回答するという事は一つの流れとしてあるのだろうと思っている。

笹田委員長

今は、議会運営委員会で決まって、取扱基準に照らし合わせて、それに該当する場合は陳情者に対してはその旨をお伝えして、配付のみにすべきだということだけをお伝えしている。

古森局長

議会運営委員会で一定の方向を出していただいた後に議長が最終判断をするのだが、その段階では通知はしていない。最後に審査などほかのものも全部終わった後に通知する流れである。

近重書記

配付の場合は先にその旨を。委員会で審査したものは、最終日終了後に送る。配付はあらかじめ送る。

笹田委員長

そうなる恐らく委員会での基準に照らしてやることになる、配付のみと相手に示すことも委員会の採択・不採択と同時に送る形になるかと思うが。

近重書記

配付の結果については定例会議初日の全員協議会終了後になる。

笹田委員長

審査前にその陳情者には配付のみにするということが、今のところは伝わることになっている。ただこれになると委員会が終わってからできないので、委員会終了後に、配付のみにすべきものとしたのか、採択したものかを報告になると思う。

柳楽委員

案2になった場合に、陳情者が陳述を要望されたものについて、配付のみにするものは委員会が始まってからしか決まらないので、その場合、陳述をどうするのか疑問を感じたのだが。

笹田委員長

そのあたりもある。ただ、この方法としてはタイムラグが出るかもしれないが、開会初日の委員会になるので、そこでの判断も可能かと思うのだが。ただ、そこで判断したものをすぐお知らせするのもどうかというのがあるのだが。もしあそこで判断ができるなら、委員会終了後にそれを陳述者に伝えて、配付のみになったので陳述

岡本委員

はできないという形で。しっかり審査して採択すべきではないかというところは、今のルールでいくと陳述していただく形になろうかと思う。やり方としては。

もともとのこの陳情のスタートは、私の中の認識は、各常任委員会に付託された状態はきついと。だから入り口論で、議長もしくは議会運営委員会で取捨選択してくれないかという流れだったと記憶している。

このたびいろいろなことが起きているから、では再度原点に戻って委員会でしっかり責任を持ったことをやるべきだと。この前の委員会審査でも私は苦言を呈しているし同僚議員も言っていたが、反対の人は意見を述べるが賛成の人は意見を述べないというのは、やはりよくない。そういうことを含めて、常任委員会でこのことをしっかり責任を持った形を出そうというのが私の案で、今タイムラグの話があるなら少し前倒しにするといったことは考えてでも、常任委員会が責任を持った回答を出そう。それが私の意見である。

笹田委員長

今の話だと、議会運営委員会も委員会なのだが、議会運営委員会でやることによって時間があったりして大変だった部分が多いので、受け付けた以上は常任委員会に振る形で、常任委員会が配付のみとするのか、採決すべきか判断するのは、責任を持ってやっていただく方式に切りかえたいということで、こういう案が出ている。それをご理解いただきたい。

ただ、審査する順番は議会初日にそういう話が委員会でできるので、そこで照らし合わせて判断できるのではと思う。もしこれを採用するのであれば。

柳楽委員

うちは案1で、全てを審査するという形でそれはそれでよいと思う。今申し上げた分に併せて、例えば基準に該当しない案件は審査するという事なので、そうなったら陳述も行われると思う。そうなればこの取扱基準の「(1) 趣旨・願意等が不明確で判然としないもの」というようなところは該当しなくなると思う。陳述を終えた後に陳述者に質問・質疑なども行うので、その場で中身についてはきちんと確認はされると思うので、この(1)は該当しないということになってくるのかと思ったのだが。

笹田委員長

それは違う。これをもとに配付すべきかどうか決めるので、最初の段階で。あくまでも陳述は、きちんとした書類のもと把握ができて、それプラスつけ足したいというためだけの陳述になっている。願意がわからないものは今の段階でも配付のみの形にしている。それを委員会で審査していただく形になろうかと思う。これは生きてないと厳しいかと思う。

柳楽委員

今の件については理解した。ただ、陳情審査の流れの表があり、その中の④、議会運営委員会の正副委員長と議長とが内容を確認し、

笹田委員長

趣旨・願意が不明な場合は事務局から確認をしていただくことになっている。そのあたりも受けての(1)はどうか。

確かにあると思う。ただ、(4)のところで追記・修正に応じた場合がある。応じない場合は全議員に配付だが、応じて書いてきてもわからない場合も出てくると思う。再度返すのかということになる。それだと何度もしないといけなくなってくる。追記に応じた場合はもう振ることになっている。追記してもわからなければこちらで判断するということをしていない。わからないからもう一度お願いして、もし対応して書いてきたときに、協議してこれだめだということころは踏んでない。一応2回は確認するが、だめな場合は委員会でやっていただくしかないという判断のもとやらせていただく。最初に願意がわからないものを出して、さらにわからないものを再提出されても、押し問答で何度もすることになるので、そのあたりは我々としては、わからないからもう一度お願いするというのをやろうかと思っているが。

その可能性もあるということだけは。確かにまともな請願・陳情だった場合はもちろんそのようなことは不要だが、それでもわからない場合が出てくる可能性があった場合、こういうのを残しておかないと難しいかと。要するに受け付けまでの段階なので、こちらで判断するというこのフローチャートが違う。こちらで、もうだめだということはないということ。これではわからないというのは、あくまでも委員会でやっていただく形。願意がわかるようには努力しようというところの受け付け段階だと理解していただけたら。こちらでだめかよいかを判断することはない。

これはあくまでも2の話で進んでいるが、もう一度、山水海から話をしてもらってよいか。理解できない部分があればもう少し議論してもよいかと思うが。

三浦委員

陳情というものは市民からの大事な意見なので、しっかりその内容、現状を把握して、それに対して議会としての対応をきちんと協議していくのが、誠実な対応かと思う。

なので陳情書を各担当委員会にまずは全て配付し、その状況について市への要望であれば市の対応をその場できちんと確認する。市、執行部の見解もあると思う。それも確認した上で、既にその要望あるいは意見に対して、願意を酌み取って対応されているものについては、陳情の可否を判断する必要性はあまりないように我々は思っている。対応していれば陳情に対しても対応ができていたものとして、その要望に対して我々は確認をそこできちんとしている。その上で要望に対して応えられてない、さらに対応がまた別の形で必要ではないかということが、委員会で委員間で協議されて、その必要性がある場合にはその後委員会でどう対応していくかを協

議していくのが、陳情に対するよい対応の仕方ではないか、というのが我々の意見だった。

冒頭、柳楽委員から陳情と請願の位置づけについての整理が必要ではないかという話があったが、我々の会派でもその話が出ていた。陳情と請願の対応が一緒になってしまうと、陳情と請願を分けている意味合いが逆に市民に対してもわかりにくいものになったままになってしまうので、取り扱いについてもきちんと整理しておく必要があるのではと思う。

笹田委員長

今の案について、何か意見や質問があればしっかり議論していきたいのだが。澁谷委員、何かないか。

澁谷委員

なし。

西村議員

私が今回こだわっているのは4番で、最終的に追記・修正に応じない場合。要するに受け付けて、全議員に配付する処理になるわけだが、願意が不明なのだから受けてはいけないというのが私の立場である。そういう考え方はおかしいのか。願意がわからないのだから受け付けられないという立場で通すべきだと思うのだが。こういう陳情については。

笹田委員長

西村議員に申し上げるが、陳情というのは受け付けないという方法はない。全部受け付けた後の対応の仕方を議論する。受け付けないということはできない。しかし願意がわかるかわからないかというのは委員会で判断していただきたい。本当は願意がわかるものをもとに議論すべきなのは重々分かっているが、それを受け付けないことはできない。受け付けたが配付にする形になるかと思う。

牛尾委員

試行的に意見陳述を認めているが、もともと性善説で市民参画を増やそうと、議会改革ではやっているが、当初の期待どおりにいかないケースも現実にはある。

陳情は受けざるを得ないので、受けて、これは会派内で話はしていないが、初日の委員会の際に付託されたものを全部やって、10項目に引っかかればしないと決めて、審査するものは陳述されるかどうか、その時点で本人に確認すると、陳情を受けたときと意見陳述の希望を取るのが今はセットになっているからいけないが、それはうたわず、初日の委員会の中で委員会が決めて、審査するものについて意見陳述の可能性が出たときに改めてその時点で、どうされるかと問かけるとしたら、その辺はクリアできるのかと思った。

もともとなるべく市民参加の切り口を増やそうということで試行的にやっているが、案件によってはかえって全体の委員会審査が長くかかって困るという苦情も聞くので、その辺は工夫が要るのかと思った。

笹田委員長

確かに意見陳述について議論してないが、今やるならそういう形のほうが望ましいのかと個人的には思う。先ほどの牛尾委員の意見

- 川上副委員長 について何かあるか。
牛尾委員が言われたことは理解できるが、今は陳情・請願を出すときに「希望するか」と書いてある。希望はするが、別に問題ないか。変える必要ないと思う。
- 古森局長 案2の場合、委員会で審査を行い配付というところがあるが、そもそも議長が委員会に付託することが前提で委員会審査されるのだが、議長が付託したものを委員会で審査しないという判断があつてよいのかどうか、根本であるが引っかかる。
- 牛尾委員 議長が委員会に付託した案件だが、10項目に照らすと引っかかるから、審査した結果その案件は審査しないという結論を得た、という理解しかできないのでは。審査しないという結果を出すのも審査の一つだと思うが。言葉の遊びが過ぎるだろうか。
- 笹田委員長 その辺は取り決めがあるのか。議会運営委員会でやるのも一緒かと思うが。議会運営委員会と常任委員会とでは違うのか。
- 下間次長 そういうことなのでまた委員会条例が必要なのかとも思う。今委員会条例では、採択とすべきか、一部採択とすべきか、不採択とすべきか、三つのうちのどれかにしないといけないことになっているので、第4の、審査をしたが判断をしないこととしたという選択肢をつくるイメージになってしまう。付託をされる、イコール審査するということ。送付だったら単なる送付なので、付託と送付はまた意味合いが違うと思う。送付にする方法はあるのかもしれないが。付託して判断をしないという第4の手段が。それは不採択ではないのか。それでよいのではないかと思うが。採択するにふさわしくないもの、イコール不採択ではないかと思うのだが。
- 笹田委員長 だったら条例改正は不要ということになる。
- 下間次長 だからある意味、案1でよいのでは。
- 笹田委員長 案2としても、採択を出さないものとなると、審査はするがこれに該当するわけだから、採択・不採択は出さないが。先ほどの話だと、案2の場合も不採択になるということか。
- 下間次長 案2にして気になるのは、基準に該当しない案件を審査する。該当する案件をどうするか。その選別をする必要があるのか。
- 笹田委員長 あるから議論している。あるならそれに見合った条例改正が必要ではないかと言っている。事務局は今の委員会条例ありきで言っているのだと思う。例えば山水海から出された案がもし全会一致になるとすると、採択・不採択を出さないという条例改正になってくる。そういう形の条例改正もできるのではないかと思うのだが。
- 下間次長 案2の形に応じた条例改正とは、あくまでも基準を、常任委員会におろしたいというところが主か。
- 笹田委員長 ええ、常任委員会でしっかり議論して、そちらで判断していただきたいというのが主である。

- 下間次長 常任委員会までおろして、この基準に当てはまったら審査はするが、判断をしない。
- 笹田委員長 ええ。
- 下間次長 考え方によってはこの基準に該当すると不採択としたほうが、すっきりするのではないか。
- 笹田委員長 その場合は条例改正が必要ない。このままの条例でもできるのだろう。それを確認したかった。そういう捉え方もできるのであれば。
- 下間次長 それは案1と同じということか。
- 笹田委員長 委員会のやり方が違うだけで。言っている意味はわかるか。委員会の該当するものは不採択とすればよいのではないかという話なので、それなら条例改正をしないまま案2はできるのではないかということ。
- 下間次長 ただ、不採択とするための基準をつくることはよくないことだと思う。採択・不採択は各議員の考えでもって判断をすることなので、何かの基準をつくって、それに当てはまるから不採択と決めつけるのはよくない。
- 笹田委員長 だから条例改正が必要だと言っている。それは不採択ではないという考え方なので、こちらは。不採択でも何でもなし、審査しない、採択・不採択を決めているわけではないので。
- 下間次長 私が言いたいのは、この基準に従って不採択と決めつけるのはよくない、ある一定の方針、こういったものは不採択になりそうだという、内々の共通認識として持っておくのはよいことだと思うが、それを明文化して、この基準に当てはまったら不採択であると決めるのはよくないということ。
- 笹田委員長 不採択できると言われたから。少し休憩する。

[13時 51分 休憩]

[14時 01分 再開]

- 笹田委員長 会議を再開する。牛尾委員。
- 牛尾委員 第4でも議長が関係委員会に参考を送付するだけにとどめる。委員会で供覧するところもあれば、委員長が受理するだけのところもある。これが4。
- 笹田委員長 少し待ってほしい。皆に資料を送信する。この資料の4のことを牛尾委員は今言われている。続きをお願いする。
- 牛尾委員 議長が受けられた時点で、10項目あって、その関係でいえば付託をされず、委員会へ向けて送付される。そのようにすれば、もっとわかりやすいような気がする。
- 笹田委員長 案2の話をする、牛尾委員が言われた4と、3でもよいと思う。議長が陳情を関係委員会に送付する。委員会が基準に照らし合わせ

て全議員に配付すべきものか審査して、採択・不採択・継続審査・一部採択の議決をするかは委員会で決めてもらう。そういう形だと第3でもできるのでは。

今あくまでも案2という委員が多いので、現実的に案2で運用していくのであればどういう形になるかを理解していただくために話している。ご理解いただきながら議論していただきたい。

岡本委員

少し腹入れできないのは、議長が送付するという位置づけが軽いのかと。この状態でいけば、はなから回答しないものを送付として扱って、担当委員会に振るという位置づけ。それで本当によいのか。それで送りっぱなしで終わりでよいのか。

笹田委員長

送りっぱなしではなく、送付した後に案2をするために送付という形を取ればという話をしている。付託となると、付託したものを委員会が審査せず配付だけにしてよいのかという議論があったので。付託という言葉を送付に変えるだけで、委員会でそういう判断ができるので。ただやみくもに配付して終わりではなく、送付した後に委員会で、案2のときちゃんと協議する。

岡本委員

議長の立場で陳情が上がってきたら自分で判断し、送付という形で、議長の立場でそれでよいのか。陳情を提出したのに議長に出しているのに配付とした場合、陳情者はどのような感情になるか。はなから議長のところでとめられてしまったという感触を持たれないか。

笹田委員長

持たれると思うが。

牛尾委員

10項目に該当するようなものは議長が付託しないで送付する。だから本会議場では、陳情第何号は委員会に付託する、陳情第何号は委員会に送付する、そのようになるのでは。そういうことだと思うが。

古森局長

今のは、全部送付にするのか、付託と送付に分けるのかによって動きが違ってくると思うが。その辺はどういうスタンスか。

笹田委員長

なので、言ったように浜田市議会のルールは決められるので、それに準じてやればよいと思う。送付だろうが付託だろうが、今皆が考えているやり方で、これについては送付か、これについては付託か、やりやすい形でルールを決められるので、それは文言が違うができるかどうかになっている。そのあたりは浜田市議会独自でつくれるので。言葉のあやになってくるが送付と付託で。どういう形で審査したらよいか独自で決められたらと思っている。

西村議員

6月は委員長が言われたようなやり方で、付託と送付に分けたという解釈を私はしていたのだが違うのか。

笹田委員長

議会運営委員会でやった。

西村議員

そうか。それを議長がするのか。

笹田委員長

常任委員会に議長が付託すると、案2のやり方にすると、議論し

ない、結論を出さないのはいけないのではないかという話になったから話しているだけであって。付託してそれが可能なら問題ないが、議長が付託したものを採決もせず配付のみにはできるのかという話だったので。それが送付であれば常任委員会でもできる。本当に協議が必要なものは、再度議長から付託の形にするのか、わからないがそういう形なら可能ではないかということをお話しているだけ。やりやすいようにどうにか。難しく考えなくてよいと思うのだが。やりやすいように変えればよいというだけの話なので。

牛尾委員

第6に、議長が陳情を受理しただけとするというのがある。これでもよいのでは。10項目に引っかかるから議長が判断して、付託も送付もしない。そういう判断もできるのでは。ただ議論は必要だが、そういうこともできる。

笹田委員長

牛尾委員が言われるのはあくまでも、そういった場合のときは付託できないような、委員会として配付だけにすべきものに対しては6の対応でよいのではということと全部ではないということとよいのか。それだけご理解いただきたい。

三浦委員

送付や付託など取り扱いが協議されているわけだが、山水海の意見はここでいうと、議長から各委員会に送付していただき、そこでまず陳情内容について共有する、それに対して執行部がいる委員会の席で事実確認・状況確認をして、その取り扱いを協議する。

審査という言葉はどう解釈するのだが、我々としてはその取り扱いを協議していることがもう審査だと思っているので、審査してないわけでは決していない。ただその審査をしたことによって可否を判断しなくてはいけないのであれば、それは山水海の案でいけば、可否を全てに出すものではないとしているので、審査には当たらないとなるかと思う。

よって、今の我々会派の見解としては、審査はきちんとしている、ただしこの審査をしたからといって可否を全て出すものではない、としている。したがって議長から送付していただくという整理でよいと思う。

もう一つ、これは会派で協議しておらず今の議論を聞いての個人的な見解になるが、これまでの陳情審査においても、やはり10項目の解釈は各議員でかなり違うと思っている。それを、どの10項目に当てはめるかの議論をするのはかなり難しい。どれに該当する、該当しないというものは各議員がそれぞれの判断で、自分の考えに近いものが10項目の中に仮になくても、その中からこういう理由で、これは可、これは不可というように、自分の判断材料にすればよいのでは。したがって1と2どちらかで選ぶなら、全てに対して各議員が理由を述べて、可否の基準をそれほど設けずにやっていくのがシンプルな形ではないかと思う。これは会派の意見ではなく、今の議

笹田委員長

論を経ての私の個人的な見解である。

会派の意見も持ってきていただいているが、この場で聞いて、個人の意見をどんどん言っていただいで、情報共有しながら詰めていきたい。

送付なのか付託なのかについて議論しているのだが、付託をされた場合、先ほども聞いたが、常任委員会に付託した場合、常任委員会が結論を出さずに全議員への配付のみとすると決めるのは、やはりおかしいのか。基準があるならもちろん引っかかるから、送付という名前に変えないといけないのかもしれないが、付託を受けた以上絶対結論を出さないといけないのか。付託は受けたが委員会としては可否を出さないという判断ができるのか。調べていただかないと難しいかと思うが。どのような見解をお持ちか。

下間次長

可否の判断がつかないものと、不採択にするものとは何が違うのか。

笹田委員長

内容については審査しないということ。

下間次長

可否の審査をしない案件というのは、10項目に当てはまるような内容のものか。

笹田委員長

同じものが全く出てきた場合を想定してもらいたい。一言一句変わらない陳情が出てきた場合。

下間次長

一言一句変わらない案件についてはなかなか言いにくいのだが、あの10項目に当てはまるものは採択しない案件でよいのではと思ってしまう。採択しないものと、判断をしないものの違いが私はわからない。結局は議員が判断するので、その違いがわかるのであれば。

笹田委員長

わかる、わからないは別にして付託ではそういう判断ができるのか、できないのか。送付なら、送付されるだけなので言葉の意味として、委員会でどう取り扱おうが任されるのだろうが、付託となるとしっかり議論して可否を出さないといけないものなのか。基準に照らし合わせて該当するので今回は判断しないということが付託でできるのかどうか。

牛尾委員

10項目に該当すると不採択だと思う。ところが議員の中には、そうであってもというお考えをお持ちの方もいらっしゃるかもしれないし、10項目に該当するから即不採択というわけではないと思っている方も何人かおられるのかと思う。そうすれば、10項目にかかれば温度差があっても不採択なのだとしてルール化するほうが早いのでは。そういうことではないか。

笹田委員長

多分、恐らくそういうことだと思う。

岡本委員

私はその前の、山水海の意見は可否を決めるか、採択するか、採択しないかという、真ん中があるのではないかという解釈をしながら聞いている。ということは今の10項目に当てはまれば不採択になるが、ファジーなところもあったりするから。では自分は採択しよ

う、自分は不採択しようといってもなかなか決めづらいところがあれば、いわゆる中間があってよいのではと思う。

どうしても決めようとするから無理がある。そういう案件もある。それも併せて協議してほしい。

笹田委員長

岡本委員が言うのは、陳情内容について、これやっているから採択、やっているから不採択という部分があるのでいちいち可否を出す必要はないのではというところから山水海は考えている。

大事なところは最初に議長が言われたように、賛成・反対を出すのではなく陳情に対してどのように進めていくかということを抑えての案だと思う。今までは、申しわけないが賛成したからどうなのだというところがあった。賛成した後を追いかけるわけでもない。そうではなく、やはり委員会として本当に必要なところはしっかり追いかけてやっていくべきではないかという、議長の最初の言葉もあったので。そのほうが本当に必要な陳情に対しては、真摯的に委員会が動けるのではと思って判断している。

本当に可否が必要なのかについては、しっかり皆で議論していたきたいのだが。

岡本委員

最終的に陳情者に対して回答する内容が、委員会でいろいろな意見が出た、採択側・不採択側・中間側ということをして全て表してこの結果だということになってしまうのも、私は形だと思う。

笹田委員長

おっしゃるとおりで、今は浜田市議会はしっかり陳情者に対して回答しているが、回答せずに配付のみのところもある。回答するのであれば、そういう場合、委員会で審査はするので、どういった審査状況だったのかはお知らせする必要があると思う。ただ合否だけを、10項目のやりとりで陳情者に対しては回答できるのではないかと思うが。賛成したからどうなるかまでは追いかけてないのだが。議長。

川神議長

今、陳情をどのように進めていくかということで皆にご議論いただいている。大きな問題だと思っている。本来論として、請願にしても陳情にしても、何のために提出者はやっているのか。どういうことで我々は受けているか。それは現状や課題解決のために市民が悲痛な思いを述べる場合もあるし、さまざまなケースを想定している。その中で大事なのは、採択・不採択の結果も大事だが、その後が、あまり議会としてきちんとフォローや議論が上がってきていないのも事実だと思っている。全てではないが。そういった中で、その委員会が上がってきた案件をするうち、現状を理解しながら話し合いをしながら、市政発展のために何らかの動きをしていく、その原動力になっているのが陳情者からのご意見だと思っている。確かに陳情は一つの形として陳情者にいろいろな結果を伝えないといけないが、どのような伝え方にするかは別にして、本来そのようなつ

もりでこの議論もしていかなないと、どうやったらスムーズに受けて回答ができるか、それも大事だが、陳情や請願をしていただいた方、受けるほうの目的というか、本来の取り扱いをどうするのか。その辺を十分頭に置きながら議論してほしいというのは当然である。

本来なら一番よいのは議長が委員会に付託して、そこで採択・不採択、もろもろのものを決めるのがわかりやすくシンプルな形である。ただ、そうなると委員会の作業量の膨大さ、さらには多くなってくる陳情をどのように取り扱うのか、処理の問題。そういったことで議会がスムーズに動きながら、なおかつ透明性を高くするためにどうすればよいか、ルールを議論していただいている。

そのあたりは皆が共通認識の中で一定の方向を決めていかないと、多数決で決めるものではないので、そのあたりは皆で議論をよろしく願います。

笹田委員長

今回、陳情については大きな議論ができたので、これは再度会派に持ち帰っていただき、案2の場合でも頭に浮かんでいると思うが、三浦委員から発言があったように陳情の陳述はどうするのかというところも含めて、もう一度議論して持ってきていただいて、また議会運営委員会で議論したい。よろしいか。

佐々木副議長

事務局に聞きたいのだが、答えを出さない一つの方法に、審議未了というのがある。審議したが答えが出なかった、というような手法は陳情には当てはまらないか。

笹田委員長

基本的にはこちらで決められるので、そういったことももし必要であれば決めることは可能だと思う。審査しなくてもよいし、議決しなくてもよいので。浜田市独自の、市民に対して一番丁寧で、わかりやすいやり方であれば、どのやり方でも問題ない。

自分の今までの案にこだわらなくてもよいので、今話をしていて浮かんだアイデアがあれば出していただいて、次回再度、陳情については時間があるので議論していきたい。

ただ、9月定例会議に関しては先ほどのフローチャートどおり、受け付けはしたい。よろしいか。

(「はい」という声あり)

それと、柳楽委員から発言があった意見陳述の件、会派でいろいろ話していると思う。その意見があればここでお示しいたきたい。山水海から順番に。

沖田委員

会派では、意見陳述は必要ないのではという話になっている。

澁谷委員

陳情をよく理解する上においては陳述は行ってよいのでは。理解を深めるにはよいのではないかという判断である。

岡本委員

もともと必要ないという見解で私はスタートしていたが、前回陳述を認めていて、どうなのか。認めないほうがよいと思うが。

笹田委員長

実際やってみてどうだったかの話を。

岡本委員
芦谷委員

今後の話というなら、私は必要ないと思っている。

広く市民の意見を聞くというスタンスに立てば、陳情や請願などになお足りない部分があるとすれば、陳情者をして補足説明してもらいたいし、逆に議員側から聞きたいことがあると思うので、かなうなら陳述してもらったほうがよい。

柳楽委員

最初のところでお話ししたが、意見陳述するなら議会運営委員会でも振り分ければよいのでは、みたいな話もしていたので、そのあたりの取り扱いが決まらないと難しいところもあるのだが、陳情の内容を理解するためには、やはり必要なのだと思うし、陳情の中身によっても違ってくるのかと。より理解を深めるために聞かないといけな場合もあると思うし、その陳情の中身によっても違ってくるのかと。

西村議員

私は福祉環境委員会と産業建設委員会は傍聴してないので自分の経験した総務文教委員会の範疇でいうと、制度としては残しておいたほうがよいと思っている。ただ、効果がどれだけあるかという点でいうと、総務文教委員会の場合は今回お二人が意見陳述されたが、片方は陳情書が非常にきめ細かく書いてあって、それ以上の新しい事実についての情報はほとんど得られなかったと感じた。

もう一人の方は、あまりにも陳情書が大ざっぱ過ぎて、逆にそれを意見陳述で埋めようという、そういう意図があったのかどうかは別にして、結果的にはそういう意見陳述になったように思った。

それが受けた印象だが、制度としてはせつかく始めたものなので残しておいたほうがよいのではと思った。

西川議員

市民の声を直接聞くのはよいことだと思うが、陳情書とは書面で願意を伝え、それをもとに審査するのが基本だと思うので、陳述によって紙上の願意が明確でないのであれば困る。

また、参考人招致という制度もある。どういう制度がよいか議論したほうがよいと考える。

笹田委員長

おのおの、今回は意見を出してもらっただけにするが、ここで何か陳述について言っておきたいことがあれば承るが。会派の意見などでなくてもよいので。

道下委員

創風会の会長が言われたとおりである。強いて言えば、公明クラブが言われた最初のところ、陳情・請願の位置づけがいるというのが私個人の気持ちである。

笹田委員長

陳述についても今後同様に議論していきたい。今回こうして会派から意見が出たが、しっかり陳述についても議論はしていきたい。

ただ、これもすぐ決まることではないので申し送りしようと思うが、今回の9月定例会議においてはまだ試行すべきだと思っている。それについて何か意見はあるか。よろしいか。

(「はい」という声あり)

では今までのルールどおり9月定例会議においては、請願・陳情の意見陳述は行うが、ただ、フローチャートの部分があるので、どこで陳述をお願いするかというところも踏まえて、もう少し議論していきたい。柳楽委員が言われたように、どこで判断するかということもあるので。陳述はとりあえず並行してやっていこうと思う。そのあたりをご理解いただきたい。市民が迷わない形でやれたらと思う。

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

2 その他

笹田委員長

1件報告する。内容は予算決算委員会のあり方の検討事項である補正予算説明資料への補正額の記載についてである。

6月11日の議会運営委員会で、議員定数等議会改革推進特別委員会で検討することになり、案がまとまったので内容を報告する。書記から説明をお願いする。

(以下、資料をもとに説明)

このとおり執行部へ依頼したいと思うがよろしいか。

以前この件について意見したのは私だったので。そのときの要望と、この対策とは全然意図が違っている。マイナンバーのように事業に番号をつけてほしいというのが要望だった。そうではなくこのやり方になったのは、そもそも事業に番号を触れなかった理由が何かしらあると思うのだが、それを聞かせていただき、納得感を持ってこれを執行部にお願したいのだが。なぜだったのか。

近重書記

笹田委員長

三浦委員

近重書記

確認させていただくと、例えば三浦委員がおっしゃるのは、当初予算の説明資料で整理番号が、例えばここにはケース1に3というのがあるが、なぜこの数字を、2号のときの一番左の列で3と表示しないのかということか。

三浦委員

当初予算で3と番号が振ってあるものは、この事業は、事業番号この年度は3なのである。これは、この事業に振ってあるIDのようなもので、項番号は別に補正予算ごとにまた振ればよいと思う。そうすることによって、2021年度、令和3年度の、このAという事業はずっとAという、01という番号は振られて1年間、事業番号があることによって、事業番号01に対して幾らの補正をするという説明をされるほうが、ずっと追っていきやすいのではないかという意見を述べた。

結局補正で第2号で9番、第4号で14番となると、事業番号は変わっていく。これは主要施策等の実績報告書で(3)、(9)、(14)というのは、今まで決算のときにも当初の事業番号を書いていたのと、対応的には一緒だと思うのだが。

近重書記

そうではなく、事業名はすごく長い。予算書を見ても、700、800のあの予算書、他市と比べればわかりやすくなっているのかもしれないが、読むほうとしてはわかりにくいという課題を申し上げたつもりである。それを改善していただきたいという要望だったのだが、これだと全く改善されていない。私が思っている課題として。

回答がわかりにくいと言われそうな気がするのだが、今提示した資料だが、当初で(3)という記載があるということで、当初予算の説明資料の、どの事業番号になっているかは出てくるたびに追える形として、担当課とは調整させていただいた。

今の補正予算の説明資料でいうと、どうしても左側が整理番号で1から始まる関係上、ここに当初の番号、マイナンバーを振るよう統一すると、うまく言えないが補正予算の説明のときに1から始まってないので目が追えないのではと思うので、この事業費の上のところに、当初予算説明資料ではナンバー3の事業のことだということでここに書いている、という対応なのだが。

笹田委員長

特別委員会で話があったので補足すると、回答があったのは単純に「難しい」ということだったので。何が難しいのかわからないが、これは難しいのでこういう形でどうだろうかということだった。金額も添えて書いてくれとお願いした次第である。

岡本委員

私もこの件はかなり前に執行部に言ったことがある。実際、49番が何々事業とあって、その番号が年度ごとにずれていったりする。これは非常に難しい、これが今度、決算のときにこれを見たら整合性がないから何とかならないかと。そうしたら、相当の枝番号が出てくるから、その番号をずっと追いかけていくと、事業そのもの切られてしまうので、終わってしまうものを番号として残すような形になるからできないと私は言われた。

今回三浦委員が言われて、あれからかなりたっているから可能かと思って実は期待していたのだが。もう少し追及してほしい。

枝番号が本当に苦しい番号であればそうだし、十分対応できるなら私はあってもよいと思う。決算と予算の連動性があればこれに越したことはないとは私は思っている。

笹田委員長
古森局長

おっしゃるとおりだと思います。

予算要求の事業番号の取り方なのだが、款・項・目・事業、それから細事業、その細事業までのところで通しで番号を管理しているので、例えば今年度は事業があった、来年度は事業がなくなった、というのは絶対番号なので、飛び番、欠番になったものが翌年も出るということになるので、当初予算のときには1番の次が3番になったり、次が10番になったりということで、出てくるようになってしまう。今の管理しているシステムでは。見栄えが格好悪い出方になってしまう。新たな番号をまた管理しなければならなくなる。

芦谷委員

これを拝見して改善案というのが、(3)、(9)、とある。これはまたすごく手間になると思う。三浦委員が言われた、整理番号や番号など言わず、予算番号として、令和3年度は1から1000番までであるとして、それを踏襲していくのは合理性があると思うし、あえてこの中で補正ごとに(3)だ、(9)だと入れるのが、執行部の事務も大変だと思う。違うか。

下間次長

再度持ち帰らせていただきたいのだが、では、先ほどもご意見があったが、この事業名及び事業概要の中の、今は当初(3)10万円などの記述は不要ということか、それはあったほうがよいのか。事業番号は事業番号でまたお伺いするが、しかしこの件はなくてもよいのか。補正の金額はあったほうがよいのか。

(「はい」という声あり)

あつて、ではさらに事業番号が。

川上副委員長

今言っているのは、初めから全部通しで番号をつけるから苦しいのであつて、款ごとに通し番号にすればよいのである。衛生費なら衛生費にこの番号と打っていけばよい。そうすれば先ほど三浦委員が言われたように、もし新規事業が入ればそこに追加するだけで。全部置き換えていく。

牛尾委員

これは特別委員会に振られて今日上げたことだから。めいめいの委員が好き勝手なことを言われても困るので。議会運営委員会として言うならまとめて言ってもらわないと、一体誰の話を聞けばよいのかわからなくなるので整理をお願いします。

笹田委員長

この件に関しては特別委員会でまとめていただいたものを、議会運営委員会で協議して、執行部も依頼文がほしいとのことなので議会運営委員会で取り決めて依頼文を出すのだが、改めてそれが可能かどうかは、先ほど意見が出たので、再度お願いしたい。特別委員会にもう一度お願いしたい。牛尾委員それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

そのほかにあるか。

(「なし」という声あり)

では次回の日程を協議したい。2週間後くらいでやれたらよいのだが。

《 以下、日程調整 》

では次回は、28日の13時から行いたいと思う。今日の議論のところを再度しっかり会派で議論していただき、陳情審査の件、陳情・請願の意見陳述の件も各会派の意見をお聞きしたと思うので、改めて協議したい。よろしくをお願いします。

最後にお願ひだが、本日の内容についても会派で共有していただくようお願いします。

以上で議会運営委員会を終了する。

[14 時 47 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 笹 田 卓